

## 東京都児童福祉審議会 第4回専門部会 議事録

1 日時 令和7年10月9日（木）17時58分～20時04分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A

### 3. 次第

(開会)

#### 1 議事

##### (1) 取組事項ごとの検討

取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

取組2 里親等に対する支援の充実

取組3 特別養子縁組に関する取組の推進

取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

#### 2 今後の予定等

(閉会)

### 4. 出席委員

横堀部会長、新保副部会長、大竹委員、牛島委員、慶野委員、四条委員、高橋委員、長田委員（オンライン出席）、中村委員、林委員（オンライン出席）、堀口委員、渡辺委員

### 5. 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 里親等委託の推進について（論点整理案）

資料3 取組① 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し

資料4 取組② 里親等に対する支援の充実

資料5 取組③ 特別養子縁組に関する取組の推進

資料6 取組④ ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進

参考資料 東京都社会的養育推進計画

・高橋委員提出資料

・里親支援センターともがき 岩田センター長提出資料

## 開会

○育成支援課長 お待たせしております。

定刻より少々早いのですが、委員の皆様おそろいですので、よろしければ始めたいと思いま  
すが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を担当させていただきます、福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の  
六串です。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の出席状況について御報告させていただきます。

本日は、委員の皆様に御出席いただいております。長田委員、林委員におかれましては、オ  
ンラインにて御出席いただいております。なお、今回の専門部会より、児童福祉審議会本委員  
会の委員でいらっしゃる、品川景德学園の高橋委員に専門部会委員として御参加いただいてお  
ります。

また、本日は、世田谷区の里親支援センターともがきのセンター長の岩田様に御出席いただ  
いております。

お二方からは、児童養護施設の側からの御意見をいただければと考えております、事前資  
料の御提出もいただいているところでございます。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確  
認をお願いいたします。

会議次第にも記載のとおり、資料1から資料6までございます。

タブレットにつきまして、不具合、不明点などございましたら、周囲に控えております職員  
へお声がけください。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載され  
ますので、よろしくお願ひいたします。

また、御発言に際しましては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお  
願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第4回専門部会を開会いたします。

この後の進行は、横堀部会長にお願いしたいと思います。

○横堀部会長 横堀でございます。皆様、こんばんは。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、審議に入ります。

前回の第3回までの専門部会では、事務局から提案のありました論点案それぞれについて御  
議論いただきてきたところであります。今回、今までいただいた御意見を踏まえまして、当面  
の取組の方向性と、来年度以降も検討する内容とに分けて整理したものが示されておりますの  
で、更に議論を深める形で進めてまいりたいと思います。

取組1から取組4までありますが、本日は前半に「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の  
見直し」、「取組2 里親等に対する支援の充実」について、後半に「取組3 特別養子縁組  
に関する取組の推進」、「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」につい  
て検討します。このように前半と後半に分けて進行してまいります。

それでは、御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 それでは、説明させていただきます。

まず、資料2「里親等委託の推進について（論点整理案）」をお開きください。

これまで計3回の専門部会で、4つの取組について、論点ごとに検討を要する期間により、短期、中長期に分けて御意見をいたしました。

本日は、各論点における具体的な検討事項ごとに、この後の資料で当面の取組の方向性と、令和8年度に向けて引き続き検討を要する論点に分けてお示ししており、今後、令和7年度内に中間報告案を取りまとめる際に、どこまで到達させるべきかという目安とさせていただいております。令和7年度内の検討をもちまして、即座に対応すべき事項について、次回、12月1日予定の専門部会では、中間報告のたたき台となる案について御議論いただきまして、年明け1月22日に予定しております本委員会で、中間報告としての取りまとめを予定しているという今後の予定となっております。

一方、引き続き検討を要する事項につきましては、年度をまたいで検討を引き続き行いまして、令和8年度に最終提言としてまとめる方向で予定してございます。

それでは、各論点の説明に入らせていただきます。

資料3「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」をお開きください。資料は、論点ごとに、まず1として、第2回、第3回で御説明しました「現状の取組・課題」の内容をそのまま残しております、2に、これまでの主な委員の皆様からの御意見、3としまして「当面の取組の方向性」、4に「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」としてございまして、「1. 現状の取組・課題」と「2. 主な委員意見」につきましては、時間の都合も見ながら、改めての細かい説明はできる限り省略させていただきたいと考えております。

それでは、まず、「論点1 養子縁組里親への働きかけ（二重登録）」についてでございます。

これまでの御意見としましては、大きな反対意見はなく、方向性としては御了承いただいたるものと認識しているところでございます。

2ページを御覧ください。

「当面の取組の方向性」といたしましては、二重登録を基本としていくこと。年齢に応じた切替えや、希望年齢などの条件の拡大、見直しについて、里親への移行を踏まえつつ、積極的に働きかけていくこと。一方、各制度の違いについて、十分に御理解いただきながら進めしていくことなどをやっていきたいと考えております。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、養子縁組里親、養育家庭に加えて、フレンドホーム制度も併せて連携、活用していくことについては、この後、フレンドホーム制度の論点でも説明させていただきますが、少し検討を要する課題があると考えております。また、受け皿となる里親を増やしていく取組は、一般層や企業への働きかけを含めやっていきたいと考えてございます。

6ページをお開きください。

「論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用」です。

要件の解釈や他自治体の事例などについて、少し整理、確認が必要との御意見をいたさざいます。運用の幅を少し広げ、積極的に活用していくことには賛同いただく御意見もいただいている一方、当然ながらですが、児童の最善の利益のための選択肢の一つにすぎないというところで、慎重な見極めも必要という御意見もいただいているところでございます。

7ページを御覧ください。

「当面の取組の方向性」ですが、親族による養育の優先的な検討。積極的な行政の関与。また、そのための制度の周知について、進めていきたいと考えてございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、制度の適用範囲を拡大することについては、必要性や在り方について検討、また、制度の要件緩和につきましては、他自治体の事例も踏まえて、検討が必要と考えてございます。

9ページをお開きください。

「論点3 フрендホーム制度の積極活用」についてでございます。

これまでのところ、大きな反対意見はなく、児童自身の思いは大事にしつつ、積極活用の方向性については御了承いただいていると認識しております。現状、施設ごとの運用となっている本制度につきまして、全体を集約する仕組みがあってもよいのではないか、また、養育家庭制度との連携のためには、児童相談所やフォースタリング機関の関与が必要ではないかといった御意見をいただいているところです。

10ページを御覧ください。

「当面の取組の方向性」といたしましては、謝礼金の水準や、里親制度の説明に合わせたフレンドホーム制度の周知、施設での運用実態などの把握と、課題の確認などを進めていきたいと考えてございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」としましては、フレンドホーム制度の新たな運用に向けては、児童相談所、フォースタリング機関の関与の在り方を含めて検討、既に交流のある家庭への里親委託については、メリット・デメリットが指摘されるところ、可否も含めた可能性や、マッチングプロセスなどの検討が必要と考えてございます。

11ページをお開きください。

「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」についてでございます。

里親委託優先原則の徹底や受け皿の確保、また、アセスメントや児童本人の意向確認について御意見をいただいているほか、施設の意見も改めてお聞きしたいということになってございます。

12ページをお開きください。

「当面の取組の方向性」といたしまして、児童相談所はもちろんのこと、児童や親権者などの理解の促進、また、里親委託や措置変更後の里親支援に係る施設との連携について、進めていきたいと考えてございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」につきましては、児童の意向や時期も十分に考慮した上で、児童の最善の利益の視点に立った措置変更について継続的に検討すること。また、家庭復帰の見通しを踏まえながら、児童相談所と施設が連携した措置変更や、その後の支援体制の在り方などについて検討が必要と考えてございます。

14ページをお開きください。

「論点5 大都市特性に合わせた制度運営」でございます。

こちらにつきましては、面積基準は最低基準であることや、居室数については目安であることを踏まえて、要件緩和に向けた意見はあまり出ておらず、現在の運用を継続する方向での御意見が多かったものと認識しております。そのように整理させていただいております。

17ページを御覧ください。

「論点6 ファミリーホームの設置促進」についてでございます。

職業里親の考え方によるファミリーホームの設置促進の御意見や、養育者が養育に専念できる点、また、多角的な支援ができる点がファミリーホームのメリットであるといった御意見、また、特に法人型ファミリーホームは、専門職によるサポートについて工夫の余地があり、これが強みになるのではないかなどの御意見をいただいているところです。

18ページをお開きください。

「当面の取組の方向性」といたしまして、ファミリーホームの運営体制に係る現状と課題の把握が引き続き必要な状況でございます。また、定員が5名以上でなければ社会福祉事業として認められないとする社会福祉法の規定や、個人でファミリーホームを実施する場合の所得税などの税制度との関係、また、法人型ファミリーホームのメリットを生かすための体制や人材確保、育成などについて整理が必要と考えてございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、養育者を1名とする場合の要件や、養育者の生活の本拠についての考え方の整理、また、法人型ファミリーホームにおける法人との連携強化などについて検討が必要と考えてございます。

21ページにお進みください。

「論点7 ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務」についてでございます。

こちらについての主な御意見といたしましては、ファミリーホームは、養育家庭と比べても既に措置費が充実しているということもあり、費用面よりも、むしろケアニーズが高い子供を安心して受けられるような支援体制に関する御意見が多くあったものと認識してございます。また、定額支弁や応諾義務につきましては、法令の規定や、養育家庭制度との関係も含めて検討が必要といった御意見もあったところです。

22ページにお進みください。

「当面の取組の方向性」につきましては、「論点6 ファミリーホームの設置促進」の再掲となってございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、措置費の水準と併せて、支援体制の在り方について検討が必要と考えてございます。

24ページにお進みください。

「論点8 里親への費用支弁と応諾義務」についてでございます。

こちらについては、子供の年齢に応じた措置費水準の検討や、一時保護のための里親をどのように整理するのか。これは誰にでもできるものではなく、費用面だけでなく、支援体制をどうしていくのか。安心・安全など、どういったことを条件にするか丁寧な議論が必要であるといった御意見をいただいているところです。

25ページにお進みください。

「当面の取組の方向性」といたしましては、物価高騰については、措置費に関する本来の責任として国にも対応を求めながら、東京都としてのスタンスも見極めていく必要があると考えてございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、障害などによりケアニーズが高い児童の里親委託については、支援体制や専門養育家庭の在り方も含めた検討が必要ではないか。また、一時保護委託を常時受けられる里親に定額を支弁する他自治体の取組につきましては、東京都の実情も踏まえた検討が必要と考えてございます。

「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」については、以上です。

続けて、「取組2 里親等に対する支援の充実」について説明させていただきます。

資料4にお進みください。

「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」についてでございます。

レスパイトにつきまして、使いやすさや申込手続などに関する御意見をいただいているところです。また、学習ボランティアや外部サービスに関する御意見もいただいているところです。

2ページにお進みください。

「当面の取組の方向性」につきましては、フォースターリング機関事業において、再委託で実施している育児家事援助者派遣事業の拡充について検討していきたいと考えてございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしまして、その他のサービスにつきましても、様々な御意見も踏まえ引き続き検討していきたいと考えてございます。

4ページにお進みください。

「論点2 里親・里子・実子への支援の充実」でございます。

里親支援センターの人員を含む支援体制や、パーマネンシーの範囲を広く捉える考え方、施設から里親への措置変更後も施設の機能を生かしていく考え方、また、委託児童や実子も含めた支援、また、そのための相談窓口などについての御意見をいただいているところです。

5ページにお進みください。

「当面の取組の方向性」についてです。

こちらの論点につきましては、里親委託後の支援を担うフォースターリング機関の体制も一緒に考える必要があり、この後の「論点3 フォースターリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターの検討」にも関係してまいりますが、事業の効果検証を踏まえた機能・役割の検討が必要と考えてございます。また、令和7年度、企業向け里親制度説明会を実施することとしておりまして、制度への理解と里親への支援を求めていくこと、また、里親同士の横のつながりを大事にしていくことなども継続して実施してまいります。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、里親委託後の実親との交流について、土日や児童相談所以外の場所での実施など、柔軟な対応の検討。また、里子への支援につきましては、フォースターリング機関が担う場合、子担当児童相談所との連携や情報共有などの整理が必要であること。実子への支援につきましては、関わり方や担い手も含めた検討が必要であること。また、パーマネンシー保障の在り方の検討と併せて、施設から里親への措置変更後、施設などによる心理ケア等の専門的支援の継続などについて検討していくことよいと考えてございます。

6ページにお進みください。

「論点3 フォースターリング機関事業の評価を踏まえた里親支援センターへの移行の検討」でございます。

夜間や土日の対応は、現行のフォースターリング機関の体制では難しいため、広域的な体制や職員体制とセットで検討すべきなどの御意見をいただいているところです。

7ページにお進みください。

「当面の取組の方向性」につきましては、フォースターリング機関事業の効果検証や、他自治体の先行事例の分析を行った上での検討が必要と認識してございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、児童相談所、フォースターリング機関、施設などの役割分担を含めた体制の見直し。また、里親支援センターの実施体制や

児童相談所との関係性を踏まえた検討。それから、必要な人員体制や収支バランスの精査などについて、引き続き検討が必要と考えてございます。

以上、大変雑駁でございますが、「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」から「取組2 里親等に対する支援の充実」までの説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

ここまで多くの議論の足跡を整理していただきました。また、論点や今後の課題についてもいろいろ御説明いただきました。制度に関する改めての確認の機会になるとともに、今後、何を議論していくかなければならないかについてともに確認できる機会であったかと思います。

それでは、ここから議論に入っていきます。本日は高橋委員にこの部会に加わっていただきました、また、里親支援センターともがきから岩田さんがお見えです。そこで、まず、頂いております事前資料を基にした御説明、そして御意見を、児童養護施設の立場から、また、里親支援センターの立場から伺えればと思います。お時間の目安としては15分程度と伺っております。それで収まるかどうかは分かりませんけれども、お話を頂戴できればと思います。

高橋委員、岩田さんの順でよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様、頂いている資料をお手元で見ていただきながら、お聞きください。質疑応答の機会もございますので、お話の後、御発言いただければと思います。

それでは、高橋委員、お願ひいたします。

○高橋委員 よろしくお願ひします。品川景德学園の高橋といいます。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会の児童部会で里親制度委員会の委員長をさせていただいているです。

自分自身は、実際に里親の支援に具体的に当たった経験はないのですが、皆さんのお話を伺いながらまとめてきたものを報告させていただこうと思っています。

よろしくお願ひします。

お手元の資料の2ページは、先ほど出していただいた資料2の全体の論点整理案の取組1から取組4のうち、データ上、黄色くなっているところについて少し考えてきたので、御報告させていただこうと思っています。

まず、前提なのですが、里親委託率の話はもうされていると思うのですが、社会的養護を必要とする子供の分母を減らしていくことも含めて、皆さんもですが、私とかだと、児童養護施設は何ができるか、日々考えていかなくてはいけないと思っています。

4ページ目になりますが、「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」の「論点3 フレンドホーム制度の積極活用」について、里親支援専門相談員の方やフォースターリング機関、施設からお話を伺ってきたところで、皆さんから御意見が出てきたと思うのですが、交流している実際のフレンドホームの方が里親になんでもよいと思ってくださって、そのまま移行して里親委託になるケースは、御家庭の巡り合わせやタイミングなども含めて、そういったスムーズな移行になることを認めただけで進められるとよいという話が前提として出てくるのですが、実際にフレンドホームになろうと思ってくださった方の思いやきっかけのようなものからすると、まず施設側としてお預かりいただいて、少し気になるところでいうと、研修が十分にできていない中で子供たちをお預かりいただいている状況で、全面的ではないのですが、事故が起きる可能性もあるということで、フレンドホームとはいえ、研修をしていただいてということ

はお願ひしていきたいと思っています。

また、里親になるにあたって、御希望されても、登録にたどり着くまでに、フォスタリング機関や児童相談所がインテークでかなりお話しして、社会的養護とは何かをしっかりと御理解いただいた上で、子供のための制度ということを御理解いただくための道のりが非常に丁寧にあると思うのですが、実際に御希望された方が本当に里親としてお願ひできる方なのか、そういう方になっていただけそうか、見極めはきちんとしていかなくてはいけないだろうということと、先ほど申しましたが、フレンドホームになろうということは、自分の生活上の余力を社会に還元したいと思われてされてきたのですが、里親は丸ごと子供を受け入れて生活に入れていくということなので、また視点や考え方というか、生活そのものが変わっていく中で、その方が本当にイメージできるのだろうかというところと、とはいえ、フレンドホームや色々な子供をお預かりいただきて、子育て支援も含めて見ていただける御家庭が多くなるのはよいことかなと思っています。

次のページに、これは皆さんご存じでしょうが、自宅に子供を受け入れて預かる制度は色々とあって、制度上振り分けられて、誰が所管するかによってまた違うのでしょうが、こういった方々たちを、何らか地域で子供が暮らしていくことに活用というか、お力添えいただけるような仕組みになっていくとよいなというところで資料をつけさせてもらっています。

そういうことを考えると、里親の中にフレンドホームを組み込んだらどうかというお話をさせていただくのですが、基本のところは、フレンドホームも含めて里親の研修に組み込み、里親になられる方は更に短期、一時保護的な里親を目指す方用の研修、また、長期や養子縁組等を御希望される方の研修と、研修のグラデーションをつけていって、今は2日でやっている登録前の研修を、基礎研修も含めて2日から3日として積み重ねていってはどうだろうかということでお話しさせてもらいます。

その役割としては、「インテーク・登録」では、里親になろうという方はフォスタリング機関や児童相談所も含めて関わりながらだと思うのと、「研修」は、フォスタリング機関の研修に基礎研修と区分けをしながらやれるとよいかなど。「マッチング」については、フレンドホームになられる方の状況も分かっているフォスタリング機関や、子供のことを知っている施設とマッチングに関わって相談しながらできて、「交流支援」については、施設とフォスタリング機関が協力して情報共有しながら進めるということでどうだろうかと思っています。

フレンドホームは、今、日額この金額でお世話になっていて、交通費も含めると足りなかりたりするのであれば、里親のレスパイトでお世話になるときに、少なくともこの金額に引き上げてはどうだろうかと思っています。

それには、フォスタリング機関に頼むといつてもフォスタリング機関は今、手いっぱいなので、そういう支援をするのであれば、社会的養護の施設と連携する窓口の人にも区市町村コーディネーターがいるように、社会的養護と連携する、コーディネートする人がいてくれるとよいと願いとして思います。

2点目というか、「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」の「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み」になりますが、これは10年ほどやっていますがデータが足りなくて9年分ですが、施設がこの子を出したいなと思っても、児童相談所の検討でこのぐらい絞られて、更に保護者の御理解でこのぐらいぐっと下がっていくというような資料になっています。実際に委託した数までたどり着くと、更にその上という年度ごとの資料になり

ます。

年齢ごとに大差はないのかもしれません、小さい子については、これからまだ見ていくたい、いけるかもというような時期もあるし、数も少ないので、一概に言えないと思うのですが、大きくなれば、どうにも引き取られないなという思いで承認される保護者もいらっしゃいますが、そういうことがありますよということで、調査結果として御報告させていただきたいと思います。

マッチングの候補に挙がったとしても、マッチングまでも至らないケースのような形で、理由もこのようなことでということで、各施設から聞いたところはこういうことになっていて、改めて、11ページの課題になりますが、施設は、自立支援計画書作成のときに、子供の希望も含めて、里親にお願いできるケースを検討しているところがありますということと、一方で、が60数施設のうち、今、30施設ぐらいしか里親支援専門相談員を置いている状況がなくなっていて、新規の設置を認められず、更に各施設人員不足や、フォースタリング事業がありながらどう里親支援専門相談員を機能させていくかという悩みも含めて、少し減っているところもあるので、そういう意味では、施設ごとに里親委託について考える機会をもっと高めていかなくてはいけないと、自戒も含めて思っています。

フォースタリング機関が施設に出前講座で、里親はこんなものだよという話をしに来てくださることもあるって、それが学びになっています。

あと、これは自分の施設での話ではないので文句ではないですが、里親委託にあたって、子供も知らないし、施設に来てしまったのに今さら里親に行けと言われたと。里親が悪いわけではないのですが、知らないところに行く不安は子供なりに非常にあると思うところでは、入所前に選択肢としての里親をきちんとお話しやすくとか、保護者の方にもお話しやすくことが必要かなというのと、乳児院であれば赤ちゃんだったりするのですが、施設だと高齢児の入所も増えてきている感じがするので、そうなると、年齢が高い子もいいよとか、発達系の課題がある子は大変だけれどもいいよ、という里親を開拓していく必要があると思っています。

これは、実親交流などが実際にある子がそのまま里親にお世話になると、施設で実親との関係をつくってきたものを維持しながら里親宅で生活を見ていただくのだというような御理解をいただかないと、実親も子供を取られてしまうと。前も議論にあったかと思うのですが、取られるなどそんなことはないのですが、そういう気持ちにならないような説明として、実親にも、生活の場所として見ていただくけれども、母のところにきちんと戻る、父のところに戻るのが原則だというようなお話をして御理解いただくことが必要かなと思います。そういう意味では、施設のファミリーソーシャルワーカーや里親支援専門相談員、里親支援センターに移行したところではファミリーソーシャルワーカーの機能などで補完していくことができたらよいと思っています。

また、これは委託後に児童養護施設に戻ってきた子のケースの話なのですが、1年、1年から2年未満ぐらいで施設に措置変更するケースもあるので、それが駄目だということではなくて、1年、2年で、受け入れたときの大変さが措置変更になって施設に入所するということになると思うのですが、施設から行った子については、半年、1年、1年半ぐらいで子供の試し行動があって、ようやく安心できるぐらいまでたどり着くまでに双方へとへとみたいなところがあるのであれば、そこにどういった支援ができるかを考えていく必要があるかと思っています。

後で岩田さんからもお話ししていただくと思うのですが、施設から行った子については、本当に落ち着いたり、その後も定期的に交流して、大きくなても支援が継続できるような形があるとよいと思います。

14ページは、パーセントなので件数ではないのですが、小さい子、大きい子に分けながら、どのような理由で措置変更になって施設に来たかということなのですが、小さいときは支援の方法で虐待の判定になってしまうところもあるのですが、大きくなると支援の方法の難しさで不調という形になるのかなと思いますので、赤ちゃんのときは丁寧な手技や、このように考えたらいいよというような励ましや、余裕を持てるようにする、大きくなったら難しさに対応することができるとよいなと思っています。その辺りは、今話したようなことが15ページにも書いてあります。

ただ、一つだけ付け足すと、施設に戻ってきた後、どこかに心理的支援を継続すると書いてあったのですが、里親宅を全否定している子も、来た途端はそうなのですが、だんだんあのときこうだったねと子供なりに振り返っていく時期があるので、そういうことも大事にできるように連携しながら、施設に来た後も里親と話ができるような関係性などを継続できるとよいと思っています。

あと、16ページの辺りは、里親に対する支援です。

里親宅の子供に対しての支援として、思春期の難しさへのアドバイスや、子供に関わっていくとか、部屋が汚ければお掃除と一緒にやるようなことができたらよいというところと、施設の機能を生かした自立支援という項目も、今、レスパイト的にお預かりして、自活訓練をしていくとか、学習と一緒にやろうというような動きもあったりして、里親宅だと自立とわざわざ言うのは生活の中でやりにくいのですが、施設は当たり前にそういうものをやっていることがよいのか悪いのかなのですが、そういうことを考えていくものだと知らせるには、そういう施設の機能も活用できるとよいのかなと思っています。

それ以降のページについては、里親支援センターなどのことなので、岩田さんからというのと、最後のページは、法人型ファミリーホームの何がよいのだろうと私も思ったりするのですが、AIなどを使いながら調べたらこのような感じというのと、児童養護施設のグループホームも4名定員から6名までとなっているところもあって、ファミリーホームの6名も、想像というか、良さもあるし大変さもあるのではないか、4という数字も含めて考えられるとよいなと、長くなってしまったのですが、私からは御報告させていただきます。

色々になってしまって申し訳ないのですが、岩田さんに交代させてもらいます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

では、続きまして、岩田さん、お願いいいたします。

○里親支援センターともがき 岩田センター長 世田谷区の里親支援センターともがきから参りました、岩田と申します。

高橋委員とは、児童部会の委員の中で、児童養護施設の皆さんとの意見の取りまとめと一緒にやってまいりまして、私自身、里親支援専門相談員と世田谷区のフォスタリング機関に従事した後に、令和7年度から里親支援センターを開所しておりますので、現場の立場で感じているところも含めてお話しできればと思っております。

では、資料をおめくりいただきまして、高橋委員からもお話をございました「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」の「論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕

組み」で、実親や子供たちの安心を担保しながら措置変更をかなえるにはどうしたらよいだろうかというところで、高橋委員からお話をあったものを少し補足的に図式化したものです。左側は「施設」、右側は「里親」となっておりまして、子供が左から右に措置変更するというイメージです。そうしたときに、乳児院、児童養護施設の中で子供たちが生活しておりますと、その中に生活支援の機能があり、家庭支援専門相談員がいて、心理職がいて、と様々な専門的な機能が1つの機関の中で完結できる形になっていると思います。そこに児童相談所による支援が加わっている。

これが里親家庭に措置変更になるとどうなるかというと、里親家庭の中では、もちろん、心理的なサポート・ケアは色々としてくださっていると思いますが、専門機能としては生活支援が中心になると思います。ということは、家庭支援と心理支援を担うところがいないとなると、児童相談所がやるしかないとなってしまうと思うのですが、フォースターリング機関には事業として「里親訪問等支援事業」がありまして、親子の再統合に向けた面会交流支援や心理訪問支援がありますと明記されておりまし、里親支援センターにおきましては、措置費の加算で家庭支援専門相談員や心理療法担当職員を置くことができることになっております。

こういったところと連携ができれば、施設でもって子供に対してサポートしている機能をそのまま外に出す形で、里親と一緒に子供へのケアを分断させずに継続することができるのではないかとまとめております。これがいわゆる出身施設です。出身施設のFSWの方や児童心理司の方たちと連携、協働する中で、移行も、これは両矢印にしているので、子供が必要なタイミングで連携を取ったり調整したりということができるような体制があると、支援も分断されずに子供も安心の中で生活場所を移行していくことができるのではないかと。当然、これは家庭支援の機能も含まれておりますので、実親にとっても家に帰ってこなくなってしまうのではないかという懸念を少し抑えながら生活場所を移行していくことに、フォースターリング機関、里親支援センターが寄与していくこともできるのではないかと思っております。

また、そこが形になってくれれば、例えばフォースターリング機関や里親支援センターの職員が、先ほどの高橋委員の資料の中にも、実親の承諾が得られるかとなると、施設から候補児童を出したいところでぐっと減ってしまうこともありましたが、児童相談所の児童福祉司と連携して、実親に対して家庭復帰支援、こういうことが里親家庭に行った後も継続できます、それを受け入れてくれる里親はこういう方ですと、きっと地域担当の児童福祉司も一生懸命に御説明されるとは思うのですが、よりリアリティーをもってお話しできるのはフォースターリング機関、里親支援センターの職員ではないかと思いますので、そういった形で委託の推進に向けた実親の理解の促進もお手伝いできることがあるのではないかと考えて作成した資料でございます。

次のページに参りまして、「取組2 里親等に対する支援の充実」の「論点1 里親向け子育て支援サービスの充実」です。

今回の資料にも含まれておりました、東京都で作成いただいた資料の中で、中学生以上は育児の支援という書きぶりになってしまふとなかなか難しいということがあったと思います。施設で生活している子供も、里親家庭で生活する子供たちもですが、中高生になってからのサポートは、自立も見据えていかなければならぬところで、非常に大きなものになってきます。いわゆる育児的なことで手が取られるということは確かに減っていくとは思うのですが、自立に向けて、かなり丁寧に子供たちに付き添いながら、先を見据えた支援が必要な状況になってくるところに、今、なかなか手を当てる術がないような状況かと思っております。

また、自立支援相談員がフォースターリング機関に配置されておりますが、今、非常に重要な役割を担っていると思います。一方で、私も自分の機関の自立支援相談員もですし、ほかのフォースターリング機関の方々ともお話しする機会がありますが、どうしても嫌な役回りになってしまいというのが、中学生、高校生になった辺りで登場して、将来のことをどう考えているのだい、お金は大丈夫かいというお話をいかなければならぬので、もちろん、関係を築きながら子供のペースに合わせてやってはいくのですが、子供にとってはうつとうしい存在になることもあるかもしれません。

そうしたときに、東京都の資料の中でも既に拡充について検討していくことで書かれておりましたが、まさにそういったことをこの資料には記載しております、中高生にとって非専門職的な関わりを持っていただける方がいるといふのではないかと思っております。

学習ボランティアの枠組みはあるにせよ、ここまで専門部会の中でも、謝礼の支払いがないことは課題だなというお話もあったかと思います。育児家事援助者派遣事業の中で、中高生に対して、例えば学習支援という枠組みで少し拡充いただいて、そこが学習だけでなく子供たちにとってサポートとして寄り添ってくれる存在をつくっていくと、児童養護施設の中でも、学習ボランティアという形で大学生が継続して来てくれて、勉強するだけでなく子供たちにとって支えとなってくれているケースはたくさんあると思います。

そういう形を地域の中で保障してあげられる形がつくれるとよいのかなと思っているのと、先ほどの1つ前のスライドでもお話ししましたように、中高生の支援においては、出身施設との連携が非常に重要だと思います。

現状の仕組みだと、里親委託をした際には、出身施設の支援が半年ぐらい継続した後に、地域の里親支援専門相談員の支援に移行していく仕組みになっていると思います。もちろん、近くの方で相談できる人がいてというのは非常に重要なことで、そのもの自体をやめたほうがよいということではなくて、地域の里親支援専門相談員が関わる中でも、出身施設の里親支援専門相談員や、例えば生活支援をしてきたケアワーカーの方々のサポートが得られると、中高生になったときにこそ、あのときこうだったね、小さいとき、施設にいたときに、こんなことがあったねと振り返りながら、生活を送り、里親とも共有し、未来に向かっていくことが必要になると思いますので、中学生以上の支援においては、施設の機能の活用と、レスパイト・ケアの受入れ、高橋委員からも施設でやれることがあるのではないかというお話もありましたが、児童養護施設、出身施設にレスパイト・ケアでお預けいただくとか、里親支援センターもレスパイト・ケアの受入先になり得ることができますので、世田谷区の現場でも世田谷区の里親家庭の子供を里親支援センターでレスパイトを受け入れまして、一緒に生活することで、訪問面接をするよりも、より里親と子供たちの生活が見える中でアセスメントしてサポートしているような事例もございますので、そういう点も御参考にいただければと思っております。

次のスライドが「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」に係る内容で、実はその後、お話の流れとしては、最後のスライドが「取組2 里親等に対する支援の充実」に戻ってくる構成にしてしまっておりますが、全体の御説明があつてからのはうがよろしいですか。

○横堀部会長 流れから、ここで一度お話ししいただいてもいいですか。

○里親支援センターともがき 岩田センター長 承知しました。

では、3枚目のスライドをお願いいたします。

「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」の「論点4 縁組成立後の継続支援」につい

てです。

インターネットのオンラインのニュース記事など色々と貼ってきておりますが、縁組成立後の支援に係っては、一番上に赤字で書いております養子縁組当事者のルーツ探しに係る支援と、そういういた情報がなかなかない子供たちを受け入れる里親に対する支援が必要になってくると思っております。

左上のニュースは、ちょうど令和7年10月6日の新聞から、東京都のいわゆる赤ちゃんボストの事例について、病院長がインタビューに答えた記事が上がっておりまして、2~3週間に1人のペースで受け入れているという記事が上がっておりました。

その下が雑誌の記事で、養子縁組をした当事者、養子当事者の方がインタビューに答えていた記事がございまして、その中で、ISSJ、社会福祉法人日本国際社会事業団、ルーツ探しの支援をしている事業団のルーツ探しの相談があった年齢構成についてのグラフがありましたので、引用しております。

且つ、右側に記載しておりますのは、熊本県で18年実践してこられている慈恵病院が開催しました「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」の報告書から一部抜粋しております、その中では、基本的には、最も優先されるのは妊婦及び子供の生命、健康の確保で、同時に、子供の出自を知る権利と母のプライバシーの権利の尊重、確保とあります、その中で、本当にどちらの権利も重要なのだけれども、色々なことを整理する必要がありますという中で、一部だけ抜粋しているので中身の議論が伝わりにくいところではございますが、「まとめと提言」といたしまして、出自に関する情報の聞き取り等についてサポートできる専門家を養成したほうがよいということだったり、その情報の開示、当事者が確実に情報の開示請求を行えるための支援を行う専門機関を設置したほうがよいとか、そういう子供たちが出自に関する情報を知るプロセス、これはいわゆる真実告知をこうやって言い換えますとこの報告書に書いてありましたが、その中では、里親支援センター等と連携してサポート体制を整備されたいと書いてございました。

右下には、国の制度設計の中では、フォスタリング機関事業の中の1メニューとして養子縁組包括支援事業がございまして、里親支援センター等がフォスタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することを保障するための事業として、ガイドラインにもそう記載されてございます。支援の連續性が確保されることが望ましいとあります。

左下に少し文章が書いてありますが、熊本県の慈恵病院は18年間で193件の子供の受入れがあったということでしたが、2~3週間に1人であったとすると、東京都は上回るペースで進んでいるのだと思います。ということは、ルーツが分からぬ状況の中で育っていく子供たちや、その子供たちを受け入れてくださる養子縁組里親、その後、養親になる方々は、今後、一定数増え続けると言えると思います。私も、世田谷区児童相談所の中にいまして、養子縁組家庭に対して候補児童を御紹介さしあげていますが、おそらくそうだろうという子供が何週間にかに1回来るような状況を見ておりまして、このニュース記事にもありますように「命救えた実感ある」とありましたが、命を守る仕組みとしては機能していると思うのですが、これから里親支援の中では育ちを支える仕組みだと思いますので、その育ちの中では養子縁組里親に対する支援から養親支援につなげていくという視点が重要だと思います。フォスタリング事業の養子縁組包括支援事業を里親支援センターに委託いただいて組み合わせていくなどの方法を持ちながら、情報がない子供たちを支えていく里親を更に支えていく、養親になった後も支え

続けられる仕組みが必要だと考えてございます。

最後のスライドです。

次のページをめくっていただきまして、そういったことを鑑みますと、現行の里親支援センターの制度だと、措置費収入だけでは、東京都の仕組みで行っております8名の体制の維持が難しいのだと思いますというか、実際、難しい状況にあると思います。世田谷区も同じくです。

仮に8名体制が敷けたとしても、定期昇給や役職等に応じた加算や人材確保に係る、事業継続に係る支援が、現状の里親支援センター制度の中ではございません。事務費として単価が設定されていてお金が来るのみになっておりますので、なかなか積み上げができる状況になってしまいますが、左側に記載しております里親支援センターのガイドラインにおいては、職員の配置において、色々な資格はもちろんのですが、「児童の養育に5年以上従事した者」との記載もあります。ですので、経験が前提となっています。且つ、その下、同じガイドラインの中には、里親支援センターの担い手として、NPO法人や色々な民間の機関、里親会なども期待されるところではあるが、民間が担うからには一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び育成が必要であり、且つ、乳児院や児童養護施設はその有力な担い手であるという記載がございます。

ですので、児童の養育経験が必要であり、乳児院や児童養護施設のような機関が担っていくことが重要であるということを鑑みると、そういったところで経験を積んだ職員が継続的に事業を実施できるように、事業所としても運営を継続していくような体制が里親支援センターにとって必要なものであると、制度としてつくられているのだと思っておりますが、先ほどもお伝えしたように、現状の体制としては運営費のみであり、人件費に係る補助がなかなかないということでございます。

ですので、右側の下部に記載しているように、国制度で言えば処遇改善加算とか、民間施設給与等改善費処遇改善分といった昇給財源、役職の財源に充てられるようなものがあったり、東京都におきましては、サービス推進費を乳児院や児童養護施設等に支弁してくださっていたり、児童養護施設や乳児院の施設の現場においては、専門職に対して宿舎借り上げの事業や奨学金返済事業も御用意いただいて、人材を確保できる体制を取っていただいていると思うのですが、逆に言うと、これを使っていると、里親支援センターはそれがないから異動させられないのでとなってしまう課題も残されていると思います。

こういった現場で経験を積んだ職員を必要としている事業だからこそ、職員の連続性も担保できるような御検討をいただけたことが、今後の開設に向けては重要となってくると思いますので、資料を作成させていただきました。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

高橋委員からは児童養護施設の立場からのお話、岩田さんからは、令和6年までは世田谷区のフォースターリング機関として、児童養護施設が運営する枠組みの中での実践経験、令和7年度から一児童福祉施設としての里親支援センターに切り替えられた体験の中からお話をいただきました。御提案、問題提起もいただいたかと思います。

どうもありがとうございます。

ここまで、前段では事務局からの御説明があり、加えて、今のお二方からのお話があり、内容が広範に広がってはいるところですが、ここから20分ほど、委員の皆様に御意見、御質問

をいただきながら議論を深めてまいれたらと思います。

どの内容からにするかと言いましても色々であります。そこで、まずは確認の質問から出していただき、その後、多様な御意見を頂戴できたらと思っております。

それでは、委員の皆様、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

質問、質問に関連して御意見をつけてくださっても結構でございます。なお、今日はリモートで林委員と長田委員にお入りいただいておりますので、適宜お願ひできたらと思います。

○新保副部会長 よろしいですか。

○横堀部会長 では、新保副部会長からお願ひいたします。

○新保副部会長 まず、岩田さんに御質問させてください。

里親支援センターに関わるような業務を民間でやることのメリットをどのように考えていらっしゃるのかについて、お話しいただきたいと思います。

その際に、現場で経験を積んだ人材を確保し続けることが大事だとおっしゃいましたが、民間でやることと、経験を積んだ人材を確保し続けることとの関係について、御説明、御意見を教えていただければありがたいと思います。

○里親支援センターともがき 岩田センター長 ありがとうございます。

里親支援センターともがきの岩田です。

民間でこういった里親支援の事業を担うことのメリットにつきましては、私どもも現場で、里親とのお付き合いの中で本当に人が変わってしまうのだというお声を今までたくさん頂戴してきました。

私も、里親支援専門相談員の経験でいくと、10年、世田谷区の中で里親と関わることはできているのですが、変わらないでずっといてくれる存在に対して、里親からも、子供たちからも、まず、その存在について、非常にありがたいのだというお声をいただくことがとても多いなと思っています。そういう異動の良し悪しというよりも、変わらずに継続して支援できる。私もそこで10年やって、自立してもずっと支え続けているというか、一緒に関わっている里親や元里子の方々もいるのですが、その中で、小さい頃にこんなことがあったねとか、あのときこうだったけれども、今、社会人になってこんなことができているねというお話も、里親とも振り返ることができていて、子供たちとも振り返ることができて、これは里親にとっても一つ養育の評価につながることなのかなとも思っております。

別に私が評価しているということではなくて、自分のああでもない、こうでもないと悩んできたことを一緒に振り返って、少しよかったですのかなと思っていただける経験ができるのではないかと思っておりますということで、一番大きなところは継続性だと思っております。

それをなしていくために、国の制度設計の中でも「養育経験がある」とありましたが、社会的養護の中で、子供と共に生活した経験が、里親たちとともに、子供の生活をこれからどうしていくのか、あのときこうだったねということを振り返っていくことができる強みだと思っておりますので、経験のある職員を確保していくのは、ひとえに子供の養育と生活を支えていくところが大きなメリットと必要性だと考えております。

○横堀部会長 いかがでしょうか。

新保委員、お願ひします。

○新保副部会長 その上で、それを可能にするためには、長いこと働き続けるような給与体系を確保することが現在の仕組みではできにくくなっているのです。だとするならば、それ

を変えていくことの意味があるように思いますが、岩田さんは何かお考えはありますか。

○里親支援センターともがき 岩田センター長 お話しいただいたように、事業を継続して、職員が長く続けられる状態をつくっていきことは非常に重要だと思っております。

現状としても、里親支援センターを開設いたしましたが、正直、2、3年後、どうなっていくか、法人のサポートを得ながら何とか職員の継続を担保できるようにしていきたいというのが私どもの状況でございます。

ですので、そこに対しては、人件費に係る補助、国制度で言えば、民間施設給与等改善費処遇改善加算のような、昇給とともに加算がいただけるような仕組みを補助していただく。そこが国制度でなかなか追いつかないのであれば、東京都が開設していく中で同じく。

実は世田谷区も、東京都と同じ人数配置、8名でスタートしております、里親支援センターになるときに、8名を維持するためにはどうしたらよいかというところから始まっておりますので、そこに対して、きっと同じ課題が東京都の開設のタイミングでも生じると思いますので、いわゆるサービス推進費のような形で少し補助いただくとか、具体的な人件費に対する補助、人件費というか昇給財源ですね、昇給財源に係る補助があることが必要だと考えています。

○新保副部会長 ありがとうございます。

○横堀部会長 よろしいでしょうか。

今の点は、今日の後段の内容に含まれてくる部分でもありましたが、すでにご説明いただいた中で出てきたことから、御意見と御質問をいただいたかと思います。

ありがとうございます。

それでは、高橋委員がお話しくださった内容と、主に「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」と「取組2 里親等に対する支援の充実」に関するポイントから検討します。本日の資料、前段の事務局からの御説明内容と併せ、御意見をいただければと思います。

まず、リモート参加の林委員、長田委員から伺います。林委員、いかがでしょうか。

御質問もありましたら、どうぞお願ひいたします。

○林委員 岩田さんの報告も含めて、里親委託は、施設に比べて機能が分散化しているわけですから、当然、連携・協働が非常に重要になってくるというお話ですね。

連携・協働の中で一番重要なことは、支援目標の共有だと思うのです。それは従来、応援ミーティングなど何らかの形で、里親とか、場合によっては実親も含めて共有する場、検討会議の場は非常に重要なと思うのです。

ただ、東京都のほうで提示いただいたものも含めて、そういう機能を持たせるミーティングに関する言及がなかったのかなとも思っていて、それをどのように位置づけて、どのように開催していくのかとか、そこが連携・協働の基本的な場だと思うのです。そうした場に関する検討も必要かなともお聞きしながら思っておりました。

高橋委員は、社会的養護の母数を減らしていくということで、施設としてショートステイを中心としたものへの取組というお話。これは、施設の多機能化の中で非常に重要なことですが、一方で里親不調が増えているというお話ですね。

そこには、施設か里親かというオール・オア・ナッシングではなくて、施設養護の機能をうまく生かしつつ、不調を防止する上でも、養育を共に担っているパートナーとして位置づけられないか、それを里親養育の中でどう考えていくかということは非常に大事かなと思いますので、その辺りを高橋委員にお伺いしたいと思いました。

まだあります、とりあえず以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

施設か里親かということでなくて、両者がパートナーシップを持つながり続けるという点が出てきていますが、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 林委員、ありがとうございました。

私の所属する施設だと、例えば、ショートステイでお預かりしていた子が一時保護されて、里親に委託した子がレスパイトで来ているとか、その子の育ちと一緒に共有しながら見ているケースもあるし、ほかの施設の取組では、里親にお願いした子と定期的に交流して、1泊ずつ泊まりに来るとかも含めて年に何回か泊まりに来て、成長と一緒に確認していくことをやりながら引き続き関わっていくようなことで、子供にとって施設がよいとか里親がよいではなくて、里親での育ちを元々いた施設の職員が喜んで、頑張っているねという感じと、里親にもこんなに成長して驚きましたとか、このようにできるようになったのですねとお伝えすると、里親も日頃の苦労が少しほれられるというか、そういう想いになれるようなやり取りが定期的に行なえばよいのかなと思っていますし、先ほど岩田さんがおっしゃったように、機能としての支援ももちろんですし、里親の研修の場で、施設の職員の養育的な研修の学びの場に御一緒していただくとか、もう少し関連づけて一緒にできることはできないか探っていきたいと思ったりしているところなので、お願いしたらそちらに行きつ放しとか、逆に施設は施設しか見ていないみたいなものももったいなど、御近所にお住まいだったりすると、余計にそんなことを思ったりしています。

すみません。きちんとお答えできていないかもしれません、お願いします。

○横堀部会長 林委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○林委員 結構です。高橋委員、ありがとうございました。

○横堀部会長 ありがとうございます。

長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 非常に幅広く教えていただきましたので、ポイントだけになるかと思いますが、伺った中で、確かに中高生の支援は、自立支援相談員に非常に担っていただいているが、そのほかというところで、学習ボランティアの方が今までではあったかと思いますが、塾等の支援は費用負担等をやっていただいている関係で、学習支援という部分では学習ボランティアの必要性は大分減ったのかなと思いますが、これから自立を考えるときや、一人暮らしはこういうものだと伝える部分については、学習ボランティアの方に非常に力強く支援していただいていると思います。一方で、交通費負担も里親にお願いしたり、ほぼボランティアで活動していただいているので、そういうところに一定でも予算が入ると、学生の方も継続してやってくださることができるのではないかとお聞きしていて思いました。

また、フレンドホームの活用については、面接や登録が施設になりますので、フォスターイング機関等も含めてそこに関与していって、研修も含めた部分で、基礎研修などは一緒にしたらどうかなどと御提案いただきましたが、研修して、行く行く里親になる可能性もあるかどうかも含めたアセスメントも含めて、登録での関与の仕方はあるのかなと思っております。

他県では、週末里親として、里親登録と研修も受けていただいた上で活用されていることが多いので、そういう整理もあってよいと思いました。

レスパイトについては、児童養護施設など最寄りの里親支援専門相談員がいらっしゃるとこ

ろでレスパイトを受けていただいたほうが、里親にとって安心なケースもあるかなと思ったりもしますが、満床で、定員の中で受け入れてくださると、受入先がなかなか見つからないということもあります。

ただ、里親家庭でほかの里親に受けてもらうには、今、非常にこじれています難しくなっている状況下で受入先が調整しづらいということも出てくるので、施設も含めたレスパイトというところで、岩田さんもおっしゃっていましたが、里親支援センターにそういった機能があればそれも一つだなと思ったりもしております。

施設から里親への委託の移行は、児童養護施設からだといって、大きくなった子供たちが生活の場で安心・安全を既に担保していますので、そこから変わるということは大人側の事情でやることはなかなか難しいと思いますが、子供たちが希望して行くケースも少なからずあるかと思いますので、里親制度について入所の前から説明していくところは非常に大事かなと思いますし、まずは家庭から一時保護する場合に、里親を第一選択として検討して、そういったケースから受け入れていくことも今の状況では一番必要なかなと感じたりもしました。

感想になりますが、以上になります。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

対面参加の委員の皆様からも、ぜひ御意見、御質問などいただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、私の方でコメントさせていただきます。

私自身も、今回の検討は、施設機能は生かしながら、施設か里親かの必ずしも二択ではない取り組みを改めて構築していく機会ではないかと感じながら伺いました。

里親委託推進に関連して施設ができるとの検討、施設機能に期待する部分など確認をしながら、施設に配置されてきた専門職を生かすことを考える機会であるとも思います。フレンドホームについてはただいまふれられましたが、ショートステイについても、ショートステイをより生かす観点から改めて検討し、例えば、登録しているショートステイ協力家庭が研修等を通して社会的養育への理解を深め、里親になっていく可能性も検討・模索できるような流れをつくることも一案かと思いました。

長田委員からもコメントがありましたように、フレンドホームにあたる週末里親については、里親登録、つまり里親制度の中で扱っている自治体もあります。通常の里親同様研修を受け、里親として活動していただく枠組みの中に位置づけ、しかし、活動の実質は週末を中心とした活躍を期待することを確認しながら、多様な里親家庭が地域に散っていてもらう。そのような状況を児童相談所・支援者が把握しながら制度運用しているところもあるという意味です。参考しつつ、東京都なりの整理をし、里親制度と関連したこうした取り組みとも連動させて里親を増やしていく方策を改めて構築していくことかと思わされました。

あと1点、高橋委員から御説明がありました、里親委託の候補児童に挙がった子供について具体的に検討すると実際には委託が難しいという課題点についてふれます。候補となる里親が挙がらなかつた状況としては、子供に医療面の対応が必要であつたり、かつ、障害があつたりして委託が難しいということも出されました。転じて考えると、このような点がうかがえるということは、どうやつたらこのような個別状況を抱える子供も含めて委託の促進になるのかという課題をポイントとしていただいていることにもなろうかと思います。そこで、今日いただいた御意見や御説明を次回以降にも生かしていけたらと思いながら、伺った次第です。

ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは、後でもう1回全体の議論でこの辺りにも戻ってまいりますので、続く、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」と「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」についての御説明を伺い、意見交換をしながら、最後に、全体について扱わせていただくということでおろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○横堀部会長 それでは、取組3と取組4につきまして御説明を伺いたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○家庭支援課長 それでは、資料5「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」について御説明いたします。

「論点1 代替養育における特別養子縁組の優先的な検討」でございます。

2ページを御覧いただきまして、前回の主な意見でございますが、諸外国においては普通養子縁組が活用されていることや、民間あっせん団体で障害のある子供や病気の子供でも縁組が成立しているので、民間や他自治体の色々な実践モデルを収集して取り入れるのはどうかということ、また、子供にパーマネンシーを保障できるような社会づくりも広げていく必要があるといった御意見をいただいております。

「当面の取組の方向性」でございますが、パーマネンシーの概念や子供の権利を理解して、実践に生かせるような体系的・継続的な研修の実施。また、家庭養育推進のためのフローチャート、児童福祉司が活用できる標準化ツールの作成を検討すること、あと、委員の御意見を踏まえて、民間あっせん団体と連携したマッチングや、研修等でのノウハウの共有を継続してはどうかというところでございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、児童相談所の地区担当児童福祉司、施設や里親と協働する家庭養育推進専門チームの設置を検討していくことにしております。

3ページ、「論点2 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立ての積極的な検討」でございます。

4ページの上段の「主な委員意見」でございますが、特別養子縁組の申立ての同意がない場合にどの程度まで考えるかという部分につきましては、今後、申立てを徐々に広げて実践を積み上げていくしかないのではないかというような意見や、案件によって弁護士相談においても判断のばらつきがあるので、児童相談所としても判断に困っている現状がある中で、児童福祉審議会を活用してはどうかというような御意見をいただいております。

「当面の取組の方向性」といたしましては、事例を積み上げていく中で、今、東京都が開発を進めています事例共有システムを用いて、東京都全体で共有していくことや、前回の委員の意見を踏まえて追記しておりますのが、意見聴取を行う場合などに児童福祉審議会を活用することを検討することとしております。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、今後、事例を積み上げていきつつ、児童相談所長申立てを活用する事例を整理して、実務マニュアルへの記載を検討していくこととしております。

○育成支援課長 5ページ、「論点3 乳児院の体制拡充」につきましては、六串より説明させ

ていただきます。

乳児院を活用した支援体制や緊急一時保護の受入れ体制、一時保護委託から里親委託、特別養子縁組までの業務実施のための体制などについて、御意見をいただいているところです。

6ページにお進みください。

「当面の取組の方向性」といたしましては、0歳児の受入れ増への対応。また、夜間の緊急一時保護委託の受入れへの対応、それから、特別養子縁組に向けたアセスメント、マッチング、交流などを担っていただく特別養子縁組推進員につきまして、現在3か所の乳児院に配置されておりますが、今後の体制につきまして検討したいと考えております。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、乳児院の多機能化を推進し、里親委託の推進や支援体制につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

「論点3 乳児院の体制拡充」については、以上です。

○家庭支援課長 続きまして、「論点4 縁組成立後の継続支援」でございます。

7ページの下段に「主な委員意見」を記載しておりますが、養子縁組も中途養育には変わらないので、養親子の親子結びがより確実になっていくために、色々な方とつながりながら子育していくのはよいことだと思えるような伴走ができたらよいのではないかということや、子供の権利を守るために、つながりを持ちたいと思えるような伴走型支援ができるとよいといった御意見をいただいているところでございます。

8ページに「当面の取組の方向性」を記載しておりますが、縁組成立後どのような支援が受けられるかということで、児童相談所等の支援者が養親子に説明するためのリーフレットの作成、児童の生い立ちの整理や養親子向けサロンの開催など、個別のニーズに合わせたプログラムの拡充を検討するとしております。

また「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、児童・里親・実親各々の意向を踏まえたパーカーマネンシー保障をするための実親・親族との交流の在り方を検討していくこととしております。

続きまして、資料6 「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」を御説明させていただきます。

2ページを御覧いただければと思います。

「主な委員意見」といたしまして、こここの部分は様々にいただいているところですが、支援が切れ切れにならないように、関係者の伴走型支援が生きていくところではないかということや、5つ目の点で書いておりますが、ツールの作成や高度なケースワークを行うための支援を充実させていけばよいのではないかということ、あと、下から2番目でございますが、児童福祉司の労働環境の改善や人材の定着の施策を打つところも重要ではないかと。更に、一番下でございますが、家庭養育推進専門チームの設置など、しっかりとバックアップできるような体制をつくっていくことが重要といった御意見をいただいているところでございます。

3ページを御覧いただきまして「当面の取組の方向性」でございます。

1つ目は再掲でございますが、フローチャートや実親への説明の仕方など、標準化ツールの作成。2番目は、高度なソーシャルワークを行う力をつけるための支援の検討でございます。

3点目は、施設のアセスメントや心理ケア・里親への移行支援の強化のために、児童相談センターが施設コンサルを実施できる体制の強化を検討するとしております。4番目でございます

が、ソーシャルワークに関わる児童相談所職員のメンタルヘルスを守る対策を強化することも必要ではないかと考えているところでございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」としましては、1つ目は再掲でございまして、家庭養育推進専門チームの設置を検討としております。2点目は、実親子の交流体制の確保のために、フォースタリング機関を活用した土日・長期休業の交流の強化を検討するとしているところでございます。

4ページ、「論点2 待機中の里親へのショートステイの委託」でございます。

5ページ、前回の「主な委員意見」でございますが、里親へのショートステイの委託を進める上で、里親の業務とは若干違いがあるということで、そこへの配慮が必要ということで、幾つか御意見をいただいております。親との連携というところで異なるので工夫と配慮が必要ということや、色々な背景がある子供を受け入れることもあるので、区市町村との連携が重要であるということ。そして、ショートステイは、現状、施設で細心の注意を払ってやっている中で、里親が適切に子供を受け入れることができるように整理が必要といった御意見をいただいているところでございます。

「今後の方向性」といたしましては、区市町村の協力家庭を活用したショートステイの取組の促進を検討すること、具体的には、協力家庭の確保や、区市町村の事務負担を軽減する取組について検討してはどうかと考えております。3番目でございますが、里親へのショートステイの委託を積極的に行っている自治体の取組を全ての自治体に共有するなど、区市町村が適切に里親にショートステイの委託を行うための取組について検討していくこととしております。

○育成支援課長 続きまして、「論点3 里親や候補児童に関する情報の取扱いのDX化」につきましては、六串より説明させていただきます。

7ページにお進みください。

「主な委員意見」といたしましては、マッチングにおける課題に限らず、幅広にDX化やAIの活用を含む御意見を多岐にわたっていただいたところでございます。

8ページにお進みください。

「当面の取組の方向性」といたしましては、まずは、養子縁組里親とのマッチングに係るプロセスの一部につきまして、情報共有のDX化を進めていきたいと考えてございます。また、その他の業務につきましても、現状のマッチングにおける課題の整理から進めていく必要があると考えてございます。

「8年度に向けて引き続き検討を要する論点」といたしましては、都と区の連携も考慮の上で、効率的、効果的なマッチングの在り方や手法の検討、また、児童相談所の業務全般にわたって、DX化につきまして引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

こちらで以上となります。

よろしくお願ひいたします。

○横堀部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」、「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」につきまして、御説明いただいたところであります。

では、ここから委員の皆様に御質問、御意見などをお願いできたらと思います。

いかがでしょうか。

御質問などもありましたら、ぜひお出しitただければと思います。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 ありがとうございます。

お伺いしたいのですが、「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」の「論点1 児童相談所の体制強化」とあるのですが、私が不勉強であれば申し訳ないのですが「施設のアセスメント及び心理ケア・里親への移行支援強化のため、児童相談センターが施設コンサルを実施できる体制の強化を検討」とは、具体的にどういうコンサルティングを検討されているのか、少しお伺いしたいと思っています。

○横堀部会長 お願いできますでしょうか。

○家庭支援課長 御説明いたします。

児童相談センターの治療指導課におきまして、令和6年度から施設職員や児童相談所職員を対象としたコンサルテーションを実施しております。特に個別的なケアが必要な児童への対応について、ドクターや心理職がサポートして、コンサルティングを行っているところでございます。

○渡辺委員 ちなみに、コンサルテーションを受けた施設からどういう声が上がってきているかなど、結果や分かりやすいデータはありますか。

○家庭支援課長 データのようなところは手元に持ち合わせていないのですが、施設だけではなかなか解決策が見出せなかつた部分について、児童相談センターとして一緒にに入って細かい部分を助言することで、より子供の安定につながっていっているというような声などは聞いているところでございます。

○渡辺委員 なるほど。

ありがとうございます。

今、治療指導課の話を聞いたので、距離感が結構ある中でのコンサルだと意義があるのかなと思ったのですが、コンサルティングは距離感がないとできないものなのです。スーパービジョンもそうだと思うのですが、例えば施設の心理ケアなど、子供の声を聴くような体制を整えるためにもどうしたらよいかということは、経営レベルで見ていかなくてはいけないことかなと思っているのですが、今、施設にもお話を聞かせていただく機会があるので、見ていくと、体制が整っていないとか、お金がないとか、子供の声をどこまで反映させたらよいのか、反映させるための資金調達をどうしたらよいのかということまで多岐にわたらないと、コンサルティングは難しいのかなとも思っています。

もちろん、心理もそうだと思うのですが、治療指導課だと、施設側からすると少し距離があるというか、委託元の児童相談所ではないので、距離があるなとは分かりつつも、少し選択肢が持てるとよいのかなと思っていて、例えば施設から子供を治療指導課にお願いしているケースは多々あると思うのですが、そうなったときに利害関係者になってしまふと思うのです。

そうすると、コンサルティングは成立しないので、しっかりと外部からスーパービジョンを受けられる、施設側からも心理のアセスメントや、養育を行うためのアセスメントを行うためのコンサルティングが外部からも委託できるような形の体制を整えないと、おそらく施設側のスキルの問題は上がっていない気がしたりもしました。

必ずしも東京都に限らなくてもよいのかなとは思ったりもしています。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

現状としての東京都としての整理があると思いますので、その辺りはいかがでしょう。今の御意見を踏まえて、その辺りの整理はどうなりますか。

少し補足でお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○家庭支援課長 今すぐにこうしますというところは難しいのですが、一つのアイデアとして参考にさせていただきます。

ありがとうございます。

○横堀部会長 どうぞ。お願いいたします。

○育成支援課長 少し育成支援課からも補足させていただきます。

渡辺委員から、経営面も含めた第三者的な立場でのコンサルというような御意見があつたかと思います。

今、家庭支援課から話があつたのは、児童相談センターにおける主に現場の支援の面に関するコンサル、心理職、医師等によるコンサルという観点だったのですが、それとまた別の事業といたしまして、施設の経営、運営面でのコンサルの事業もございまして、こちらは運営の改善という観点でのコンサルを第三的に実施しております。その中で、今お話をありましたような経営的なところ、特に今、施設の現場においては、人材確保、育成が目下、最大の懸案、課題となってございますので、そういう面も併せたコンサルも別途実施してまいりたいと考えております。

○横堀部会長 よろしいでしょうか。

○渡辺委員 ありがとうございます。

○横堀部会長 コンサルテーションとしての養育の現場とのつながりは、子供の養育を今後どうしていくかをめぐって、養育の実際に関わるヒントや助言が何かしら欲しいといったことから、運営・経営面に至るまで、たしかに様々なレベルがあるものと思います。よって、必要なことを整理しながら、実施可能なコンサルテーション機能を確認することが求められると思います。

ありがとうございます。

その他の委員の方はいかがでしょうか。

先ほど御発言くださいました高橋委員と、岩田さんのお話くださった内容にも、ショートステイのことなどが出てきています。それらのペースにつきまして、関連して何か御意見を頂戴できるようでしたら、貴重な機会ですのでお願いできたらと思います。

先ほども伺っておりますが、高橋委員はいかがでしょうか。

○高橋委員 うまく話せないかもしれません、今ほどのコンサルの件なのですが、施設は、私の所属する施設も、ケースが難しくなってくると職員もきゅうとなってしまって、児童相談所のアドバイスや心理職の言葉を受けて、少し利害関係など色々とあるかもしれません、支援をどうやっていったらよいかと相談できる場所があるのは大事だなと思っていたり、各施設、運営上難しいときは育成支援課などに御指導いただきながら、自分たちはどうしていこうか考えたりするので、そういう意味では、距離があつたり立場が違うという意味のコンサルもあるし、施設は窮状が迫っているので、何かよいアドバイスというか、伺えるとよいといつも思つて仕事をしているところなので、余計なことですが、言いました。

あと、私はショートステイの担当をしたときがあって、施設でやっていても事故が起ることがどうしても出てきてしまうときに、協力家庭で事故が起こってしまったときに、その方の負担にならないか。施設でも本当は負担に感じていかなくてはいけないと思うのですが、組織

としての改善点を考えられるものと、里親宅だと、里親委託ももちろんですが、ショートステイもその辺りの難しさがあって、数が増えない、自治体の受入れが増えないのかなと思うのですが、地域で一時保護の数が増えていることを考えると、いっとき安全確保のために預かりする機能は自治体も欲しいと思っているし、施設もこうありたいと思ったり、本当に必要なときに、安全に最大限配慮された状況で大きな事故につながらないような仕組みの中でお受けできるといいのかなと思ったので、単純に協力家庭が増えればよいのではなくて、そういう家庭が安心して預かれるような仕組みがないと、受け入れる人の気持ちもそうだし、自治体としての責任も問われるところでの難しさがあるのかなと思いながらお話を伺いました。地域に、隣近所にそういう家庭があれば安心ということは本当に思うところなのですが、全然まとまりなくてすみません。

○横堀部会長 ありがとうございます。

家庭に子供を託すときの安全性の担保をどうするか、家庭に子供をお願いするからにはどのようにステイ中の生活を成り立たせるか、抱き合せの検討ということでしょうか。

ありがとうございます。

岩田さん、この辺り、いかがでしょうか。

○里親支援センターともがき 岩田センター長 ありがとうございます。

「論点2 待機中の里親へのショートステイの委託」に関して、協力家庭ショートステイの里親の活用というところで、私は2点思うところがございまして、これまでの議論の中でも今回の「主な委員意見」にも記載があるように、「『親との連携』など、里親にはあまり無い業務がある」とありますと、コーディネートの部分で実親との調整で、里親、協力家庭がとても苦労されるところだと思います。

フォースタッキング機関には、市町村連携コーディネーター辺りを担う職員の配置があると思いますし、里親支援センターにも、機能強化事業として市町村連携の加算がありますので、子育て短期支援事業における支援を行うということははっきりと国の要綱にも書いてありますので、拠点としてそういう民間の施設を活用いただいて、実親と協力家庭を取り持つ存在として民間施設を活用いただくということで、記載にあるような区市町村の事務負担の軽減にもつながるのではないかと思っております。そういうところが高じていくと、先ほどのお話にもあったような里親支援センターのファミリーソーシャルワーカーの働きにもつながってくる部分があると思います。

また、新宿区などの状況も聞いていると、支援団体が持つ建物に協力家庭の方をスタッフとして宿泊させる形で、ショートステイ協力家庭事業を担っているようなところもあると聞いておりますので、それを里親支援センターがやるべきかどうかは置いておいて、とはいえ、箱として拠点があれば、そこに里親未経験の待機中の里親に協力家庭として宿泊いただいて、子供と接する機会をつくるというように、里親にとって研修以外の経験を通じて養育を重ねていく、スキルをアップしていく取組は、施設の職員に比べてどうしてもなかなか持ちづらいことが課題だと思っておりますので、例えば高橋委員のお話にもあったように、家庭の中に受け入れるリスクがあるのであれば、どこか拠点の箱があって、見守りできる専門職がいる中で一緒に泊まるという方法で、協力家庭、里親を社会資源として生かしていくことももちろんだし、里親のトレーニングにもつなげていくことはできるのではないかと思うところでございます。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

里親の養育力を育成することと、里親の力を借りること、安全・安心を担保しながらショートステイなどを成り立たせるということですね。包括的に色々なことを考えていく必要がありそうだと、伺いながら感じたところであります。

ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

ショートステイに限らず、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」、「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」の辺りにつきまして、お願いいいたします。

○長田委員 ありがとうございます。

様々なところで検討していただいて、本当にありがとうございます。

ショートステイのところでいきますと、おっしゃったように、先ほど高橋委員もおっしゃっていましたが、家庭で子供を預かることの難しさや怖さのようなところはありますが、里親が一時保護委託を受けることも同じようなところで、こちらのマッチングを含めた支援をしながら、そこの不安を減らしていただきながら預かっていただくことをしていかないと、今の一時保護を受けていただく現状はこれからも続くと思いますので、そういったところは大切なのかなと思ったりもしています。

あとはコンサルティングですが、色々な専門的な立場で御意見をいただくところは非常に大事かなと思いますが、時に、一時的にアドバイスを受けたことをどうかみ碎いて生活に落とし込むかというところがとても大事になってくるので、里親支援センターやフォースターリング機関の職員も同席させていただきながら、そこをつないで、それを基に、これからどう養育の計画を立てるかみたいなところは、里親と一緒にできるとよいのかなと思ったりもしました。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

里親、養育者と児童相談所の間をつなぐ民間フォースターリング機関・里親支援センターの役割の確認、そういうスタンスで支援者の力量発揮ができるのではないかという点について後段でお話しいただきました。

ありがとうございます。

林委員、何かございますか。「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」、「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」につきまして、いかがでしょうか。

○林委員 岩田さんから養子縁組成立後の支援についてのお話があったと思うのですが、出自というところに言及があったと思うのですが、おそらく、開示や情報へのアクセスという以前に、記録の取得も考える必要があるのかなと。

開示を前提とした記録の書き方や、生みの親の情報も含めると、開示が必ずしもなされない、いわゆるA情報、B情報という区切りがあるわけですから、アイデンティティー情報は非開示の可能性もあるわけです。

しかし、当事者から言わせると、それは我々の生命に関わることだという意見もある中で、どんな記録の取得が必要なのかということは検討の余地があるのかなとか、この間イギリスの養子縁組の実態を聞いたときに、生みの親の同意のない、裁判所命令による縁組が8割を占めると。それだけ生みの親の喪失感が大きいから、生みの親の支援が非常に重要なのでしょうか、日本においても、子供の権利の立場から、縁組という法的な関係を喪失したとしても生物学的

な関係が残るわけですから、先ほどの縁組後の実親子交流も含めてどう考えていくかということと、生みの親の同意のない事例を積み重ねていくことも必要なことかと思います。

○横堀部会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

出自の辺りの問題、実親との交流や生みの親支援など、いくつかの観点から御意見をいただきました。ありがとうございます。

今日、岩田さんが出してくださった資料の4枚目、「ルーツ探しの相談があった養子当事者の年齢構成」を見ますと、当然のことですが、だいぶ年齢を積んでから自分のルーツを知りたくなった、自分の親が亡くなったからこそ自分のルーツ探しができる気持ちになったなど、年齢を積み重ねてからのニーズの発現が一定程度あります。こうした状況を考えますと、養親子の支援をいつ、どこまで、どういう状態までできるかについても課題として覚えておきたいと思います。

出自をめぐる諸問題は、「子ども」の「子」を平仮名で書く、年齢上限が実質突破された「子ども基本法」の時代になっても、18歳までの間に整理しきって終了ということにはなりません。ですので、伴走型支援もいつまで、どのようにできるかを検討することが求められます。

また、養子縁組をした子供と実親との交流については、民間のあっせん団体も、とる方針によって、海外で主流となっているオープンアダプションからセミオープンアダプション、クローズドアダプションなど、交流レベルを状況によっても判断したり、考え方を整理したりしてきているようです。ですので、民間団体・他自治体を含めてノウハウを収集しながら、東京都として養子縁組の取組の今後を検討していくにあたり、支援過程を構築し、それを専門職の方々が共有するという必要があろうと思われます。

ありがとうございます。

その他の委員の皆様、いかがでしょうか。

ここまで、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」と「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」について御意見を伺って参りましたが、では、ここからは、本日の前半部分も含めて、全てのパートの中で御意見や御質問をオープンに頂戴できたらと思います。前段についても、御意見出しが足りていない方がいらっしゃると思いますので、ぜひお願いできればと思います。

全体を通して、いかがでしょうか。

まだ今日御発言がない方も、どうぞおっしゃっていただきたいと思います。

慶野委員、お願ひいたします。

○慶野委員 何に言及しようか迷うところではあるのですが、DX化について幾つかの論点の中に含まれていたと思います。その中に追加の観点で、子供自身がどうアクセスするかというところももう少し拡充できるとよいかなと個人的には思いました。

支援サービスやマッチングでDX化を進めるという話が今ありますと、子供自身がレスポンスを使えるほうがよいという委員の御意見もあったと思います。そういうときに、大人側はDX化でどんどん簡便にアクセスができるようになっていく中で、子供自身が何か必要なアクセスをしたいとき、特にSOSを伝えたいときなどに、子供自身のアクセスの手段が確保できていないと大変かなと思いましたので、子供のDX化も含めて、誰にどうやって伝えるか、なるべくシンプルな仕組みを構築できるとよいかと思っております。

あと、今日のお話の中で挙がったものだと、フレンドホームや学習ボランティアなど、ファミリーサポートをしている方に研修をしたりして、次の里親への一歩を踏み出すような話もありました。そのような里親、里子にまつわる方の裾野を広くするという方向性については、私自身も賛成しております。今月はちょうど里親月間で今始まっているわけですが、期待したほど情報が飛び交っていないことを少し残念に思っていました。多少自治体から里親について発信があっても、総花的な情報が多くて「フレンドホーム」みたいなワードは全然出てこないなと思っていたのです。ですので、広報の限界があるのは仕方がないかと思うので、少し関わる当事者の方が増えていくことで、里子、里親を取り巻くリソースが厚くなっていくのかなと思っています。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

前半、後半で計2点ほど御意見を頂戴いたしました。

ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

長田委員、お願いします。

○長田委員 ありがとうございます。

先ほど少しだけ言い忘れて、「取組3 特別養子縁組に関する取組の推進」で、普通養子縁組を活用するかどうかは、特別養子縁組と普通養子縁組の違いや強みみたいなところがありますので、特別養子縁組の予算もたくさんあるので、やむを得ない場合には普通養子縁組という方向性はゼロではないと思いますが、個々のケースに合わせて対応すべきかと思っております。

また、実親とお話をすると、何を伝えておくかということと聞き取りの内容、児童相談所としてもツールのようなもので何を聞き取るかという整理を様式として整えてはくださっていますが、その徹底と、何年後かに子供が会いたいといった場合にどうするかというところまで少し聞いていただきたいと思っています。

子供が会いたいというときに実親へのアクセスをどうするかというところの難しさはありますので、先ほど触れられたように、10年後、20年後、時には二葉乳児院でも、70歳、80歳になってから来られるような方々もいらっしゃいますので、そういった何年後かにわたってこられるときに、どこに何があるかという整理は明確にしておくほうがよいかと思いますし、担当の児童福祉司がしっかりとそこを伝えられるように、当事者の方々にどこに何があるよとか、どういう形で請求できるよというものが分かる形で提案できるようにしておくことも非常によいかなと思っています。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございました。

それでは、その他の方にも御発言いただきたいと思います。

まだお声を聞いていない方にお願いしてもいいですか。

四条委員、いかがでしょうか。今日の内容で何か御意見はおありですか。

○四条委員 私は難し過ぎてしまって頭の中が全然整理できていない状態なのですが、「【参考】育児に係る里親への支援」で、レスパイト・ケアは「中学生以上」には入っていないのですが、これはおそらく単なる印刷ミスなのかお聞きしたかったです。

それと、里親へのショートステイはどう考えてもリスクがあるなど自分自身が思っていて、

里親だし、ファミリーホームをやっているし、地域のためにショートステイの協力家庭になったのですが、いざ話が来たらやはり考えてしまう。というのは、責任が持てるかというところが一番強くて、以前お預かりした子供は小学生だったのですが、夜中の1時、2時に冷蔵庫を開け始めたりして、子供の安心・安全は確保できるのですが、受ける側の安心と安全が確保できないリスクを考えると、未委託家庭に協力家庭としてお願ひするのはどうなつかと感じました。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

実体験をふまえての御意見をありがとうございます。

未委託家庭に経験を積んでもらうという点は大事なことです。一方、そのためには安全の担保とサポートが要るということでもあるかと思われます。また、お力がある方に役割を確実に担っていただけるとよいという考え方の一方で、未委託家庭に子供を託すにあたってはやはり多面的に考えておく必要があるということをめぐって御意見をいただいたかと思います。

ありがとうございます。

先ほどの、レスパイト・ケアについて、中高生以上はないのですかということに関する質問には、お答えいただいてもよろしいでしょうか。

表としては書いていないですが、今までの考え方があったかと思います。いかがでしょうか。

○育成支援課長 すみません。

こちらのレスパイト・ケアに関しては、図の枠が「小学生」で止まっていますが、実際には「中学生以上」も対象ですので、こちらはミスということで、修正させていただきます。

○横堀部会長 承知いたしました。

ありがとうございます。

また、子供自身がレスパイト・ケアにあたる利用ニーズがある場合にどう対応するかという辺りは整理が要ると思いますので、後々確認できたらと思います。

そのほかの方。牛島委員、いかがでしょうか。

○牛島委員 牛島です。よろしくお願ひいたします。

本日、高橋委員のお話を伺いしていて非常に印象的だったのが、マッチング有無のデータの中で、委託に至らなかつた理由で、発達の問題を掲げている方が非常に多かつたところは非常に印象的でした。

「取組1 登録家庭数の拡大、制度運営の見直し」の中で、ケアニーズが高い児童を抱える課題を整理しているお話とか、障害がある児童に関しても、その辺りの現状把握と対策は今後検討されるというところで理解しておりますが、おそらく、そういったところは、現時点でニーズが高いところになるのかなと思いますので、早い段階でそういったところが実現したらよいなど個人的には思ったところになります。

あと、先ほど資料の中にもあった育児に係る里親の支援で、そういったケアニーズがある、障害とケアニーズはおそらく、障害があるというところについては、何か手帳を持っているとか、ある程度定義されたものがあるのかなと考えるのですが、その辺りが私も勉強不足で、何を「障害がある児童」と定められているかというところは完全に分かっていないところはあるのですが、ケアニーズが高いとなつたときに、おそらく、色々な意味でのニーズがそこでぐっ

と増えてくるのかなと考えておりますて、そういう子供を受け入れる里親に対してどういう支援があるのか、子供に対してもどういう支援があるのか、一覧でマッピングして、受け入れてくださる、検討されている里親の皆様に提供されるのも一案かなと考えました。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

マッチングの前後に係ることでもあるように感じながら伺いました。

ありがとうございます。

堀口委員、今日の内容で何かございますか。いかがでしょうか。

○堀口委員 高橋委員がお出しになった資料の中の「委託後1年未満への支援の充実」は、私も児童養護施設で勤務していた経験がございますので、実体験とともに合っていて、同じような経験をしたなと思っています。

子供にとって措置変更がよいかなどというところで進めていっても、交流の期間はうまくいっても、実体験に入ったときに、生活の文化が違ったり、ケアニーズが高過ぎて、家庭の中で収まらなかったというようなことで、割と早めに戻ってきて、双方傷つきがあってというようなことがあったので、十分に説明して十分に交流を重ねて送り出したつもりであっても、こういうことがあるということは、私たちも知っておく必要があるかと思っております。それは感想でございます。

あと、これは全体の質問でも構わないのでしょうか。

○横堀部会長 もちろんございます。

○堀口委員 東京都から出していただいた最後のDX化のところで、都と区の連携について書かれているところがございました。今、都と区の連携で目指しているところはどういうところで、ネックになっていることがあるとしたら何なのか、もし教えていただければ、お願いできればと思います。

以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

御質問は、お答えいただけるものでしょうか。

○総合連携担当部長 では、総合連携担当部長の竹中より御説明できればと思っています。

今、東京都では、都児童相談所、区児童相談所、85か所の子供家庭支援センター全体で業務を標準化し、専門性を上げ、人材の育成と一緒にやっていきましょうということで、児童相談体制等検討会を令和元年度から開催しています。令和6年度から3つのテーマについて、重点的にやっているところです。

そうした中で、それぞれの事例を持ち合って、今後、事例共有システムをつくっていきましょうというような検討をしたり、人事の交流も含めてどのようにやっていくか調整しているところです。それを児童相談センターの総合連携の担当が調整しているところで、令和6年度から新しく組織ができて、東京都の児童相談センターの強化を図っているところになっています。

今、そういう意味では、東京都全体が一丸となってレベルを上げていくところは、非常に前に進んでいる状況です。

プラスして、児童相談体制を担う人材の育成です。そこは今、人が足りない中、どのようにやっていくか。子供家庭支援センターの地域の支援なども都児童相談所の職員が知っていくことも大事ですし、お互いにそういうところの人材の育成が大きな課題と考えています。

里親の支援なども含めて、そうした人材の向上が大事かなと考えていますので、そこは全て

の自治体と話し合って、協力し合って進めている状況になっております。

以上になります。

○横堀部会長 堀口委員、よろしいでしょうか。

○堀口委員 はい。

ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 感想めいたことにはなりますが、高橋委員の発表の中でもありましたが、同意が取れなくて里親委託できない、それで施設入所という児童も多い中で、「取組4 ソーシャルワークの充実による里親等委託の促進」の「論点1 児童相談所の体制強化」ということで、今、新しい児童福祉司の人も増えているところですから、家庭養育推進のためのフローチャートや、実親への説明の仕方など、標準化ツールが作成されると、児童福祉司の方も同意を取る面では今後は楽になってくる部分もあるのかなというような気がしました。

あとは、乳児院です。

体制強化とありますが、費用面は既に意見として出ていますが、一時保護時の費用と入所措置になった後の費用の差がまだ大きいところもありますので、その間、一時保護中に対応が不十分にしかできないという部分もあると聞いていますので、その辺りの改善も必要かなというところと、先ほど少し話題に出していました特別養子縁組と普通養子縁組です。

児童が将来的に自分のルーツを知りたいという面を重視すれば、普通養子縁組のほうがよいのではないかという発想もあり得るところでして、どういうケースで特別養子縁組なのか普通養子縁組なのかは、もう少しより慎重に考えていかなくてはいけないところですが、現状のように、まず、特別養子縁組というだけではなくて、普通養子縁組というような発想もあってもよいのかなと感じました。

あとは、前回も出ましたとおり、特別養子縁組も、必ずしも父母の同意がなくてもより広げていけるよう、進める努力は必要かなと思っているところです。

以上です。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。

実親子関係に大きくふれ、子供の人生を決める縁組ですので、多様な検討が今後も必要だと思います。

ありがとうございます。

では、ここで大竹アドバイザーから御意見を伺ってもよろしいですか。

○大竹委員 どうもありがとうございました。

1点だけ。

今日の高橋委員の資料、あと、先ほど堀口委員もおっしゃった「委託後1年未満への支援の充実」で、これを見ると、1年未満で40%、2年未満で11%、合わせて2年未満で50%という数値。委託率ということを考えていったときに、委託していくことと、もう一方で、不調になっているケースをいかにとどめるかということも、委託率ということで言えば非常に重要なことであって、本日も「高度なソーシャルワーク」というような言葉があって、施設養育については、本当に長い歴史の中で、施設職員は施設の子供たちにどのような支援をしていたらよいのかと積み上げられてきたけれども、家庭の中で血のつながらない社会的養護を行つ

ていくソーシャルワークについては、まだまだ発展途上というか、十分なものが積み上がっていっていないのではないか。

そういう中にあっては、二葉乳児院で横堀部会長を中心として里親委託のハンドブック、2冊物が作られていて、あのように丁寧にこれまでの経験の中で整理されていく。

これが更に、こういった不調をまた振り返りながら積み上げていくところが、不調のケースをストップしていくことにもなっていくのではないかというところでいくと「高度なソーシャルワーク」で、まさに里親養育というようなソーシャルワークはどうあるべきなのかというところを深めていかなければいけないし、それを踏まえて研修ということになっていくのだろうと思いました。

また今後時間があるときにぜひ林委員にお聞きしたいと思っていたのが、今、諸外国でドリフトの問題があつて、里親にたらい回しというようなところがあるので、そのようなドリフトの問題をどのようにして諸外国は防いでいるのか、海外に詳しい林委員に時間のあるときにぜひ色々と教えていただければありがたいと思ったところで、以上でございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

林委員には、またいずれ応答していただく機会をつくっていただければと思います。

ありがとうございます。

新保副部会長からもご意見をお願いできますか。

○新保副部会長 私は、まず、フォスタリング機関で10年、20年、30年と働く状況をつくるのは、東京都で里親の仕組みを充実していく上で必要なことだと、今日、特に感じました。

並行して、児童相談所の職員配置について、まだ不十分なところがあると色々なところから聞いています。これは、フォスタリング機関を守る意味でも、里親担当の児童福祉司を児童相談所で確保しておく必要があるかと思います。その点で、児童相談所の配置は法令で定まっているものがあると思いますので、できればそれを上回るぐらいまで行っていただきたいと思います。

同じことは、一時保護所についても言えるかもしれません。

それから、里親委託の中の一般生活費について、話題になりました。

物価が非常に上がっている時代ですから、できるだけ早くそれを改善していくことは、当たり前のことかもしれません、やらなくてはいけない、里親委託に関する基本線なのかなと思います。そのときに、一般生活費の話がありましたが、家賃についてもどう考えるのか。建物の値段も上がっていることで、家賃についても一定のことを見直していく必要があるでしょうし、特に初めて里親として子供を受け取るときは色々な準備が必要だろうと思いますので、里親委託の可能性を広めるためにも、子供を受け入れる最初の段階における充実した関わり、金銭的な意味での関わりも必要なのではないかと考えます。

以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

では最後に、私からも何点か意見をお伝えし、本日の議論を終えていきたいと思います。

里親への委託児童の上限の人数である、4名の委託をどう考えるかという点が出ていました。実際には、都市部で4名の委託が難しかった経緯もあるのではないかと思います。また、ファミリーホームは最低でも子供5名の措置が必要という制度ですので、そういう意味では、ファミリーホームがどうしたら増えるかはなかなか難しい課題でもあると考えさせられました。

私は、すでにある社会資源は使い倒すくらい活用する、ないけれども必要な社会資源はつくる、開発するのがソーシャルワークだと従来認識してきました。そんな意味からは、本日は、施設か里親かではなく、双方がつながりあうこと、相互につなぎとめておくことで養育や支援の安定感を増していくにはどうしたらよいかという観点が提示されていたと思います。

そういう意味では、法人型ファミリーホームも、ファミリーホームを開設・運営できるよう法人がどう機能できるか、連携体制やバックアップ体制を法人がどう果たし、家庭養育を支える施設の機能を強化していくけるなどにつながる、まだ検討の余地がある点が残されたようにも思いました。

ファミリーホームが制度化され、里親からファミリーホームに移行した方たちが、次世代はどうしようかと思案する時期になってきているかもしれません。いずれのスタイルのファミリーホームも、東京という都市部において、住宅事情からも多人数養育をいきなりつくって増やすのはなかなか難しいと思われます。しかし、だからこそ考えていく必要のあるチャレンジ課題があるとも思います。そこで、本日頂戴した御意見と御説明を総合的にふり返り、以後に続けての議論が展開できたらと願っております。

本日は、高橋委員・岩田さんに加わっていただき、御説明をいただきまして、ありがとうございました。この先も御意見を伺う機会をと思います。

ということで、皆様からいただいた御意見は、今後につなげ生かしていけたらと思います。  
どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議は以上にいたしまして、事務局から連絡事項をお願いします。

お願いいいたします。

○育成支援課長 次回、第5回専門部会は、12月1日（月曜日）午後6時からの開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

また、本日の議事の内容につきまして、追加の御意見がある委員の皆様がいらっしゃいましたら、10月17日（金曜日）までを目途に、事務局までメールなどで御意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

○横堀部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の第4回専門部会は、これにて終了とさせていただきます。  
どうもありがとうございました。

閉会